

## 船舶インシデント調査報告書

平成23年1月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 山 本 哲 也  
 委 員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成22年6月4日 08時40分ごろ
発生場所	石川県輪島市輪島港北東方沖 能登鞍埼灯台から真方位266° 6.2海里付近 （概位 北緯37° 29.5′ 東経137° 01.0′）
インシデント調査の経過	平成22年6月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八 <sup>やはた</sup> 八幡丸、18.29トン HK2-15146（漁船登録番号）、個人所有 14.19m (Lr) × 3.78m × 1.53m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和49年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年10月13日 交付年月日 平成19年12月21日 （平成25年10月10日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機5番シリンダのクランク軸折損、クランクピン軸受メタル焼損、主軸受メタル焼損、シリンダライナ割損、ピストン割損、連接棒曲損、6番シリンダの架台亀裂破損
インシデントの経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、輪島港の北東方沖約14kmで操業中、平成22年6月4日08時40分ごろ、主機が、潤滑油圧力低下の警報を発して停止した。 船長は、主機の潤滑油を全量新替えし、潤滑油こし器のエレメント及びクランク室の蓋を開放して点検したところ、エレメントに大量の金属粉が付着し、また、5番シリンダのクランクピン軸受メタルが焼損しているのを認め、主機の運転を断念した。 船長は、付近で操業していた僚船に救助を依頼し、本船は、4日11時15分ごろ、えい航されて輪島港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 なし、視界 良好 海象：平穏
その他の事項	主機は、事故後の開放点検で、次のような状況であることが判明した。 ① 5番シリンダのクランクピンとクランクアーム部に、3か所の折損があった。

	<p>② 架台の6番シリンダ付近に亀裂があった。</p> <p>③ 機関とクラッチ間にあるゴム製の弾性継手に損傷があった。</p> <p>④ シリンダライナ下部及びピストンスカートに割損があった。</p> <p>⑤ シリンダヘッド（吸気弁、排気弁、燃料噴射弁を含む。）及び過給機に損傷の痕跡はなかった。</p> <p>主機の整備状況は、次のような状況であった。</p> <p>① 本船は、平成12年に中古で購入されたのち、接続棒ボルト及び機関内部の軸受メタルは、新替えされていなかった。</p> <p>② ピストンの抽出など、定期的な整備は行われていなかった。</p> <p>③ 潤滑油及び燃料噴射弁は、定期的に新替えされていた。</p> <p>その他</p> <p>① 主機の運転時間は、年間約3,000時間であった。</p> <p>② 主機は、負荷が高くない領域で運転されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、輪島港北東方沖において操業中、主機5番シリンダのクランクピン軸受メタルの焼損、クランク軸の折損等が生じて潤滑油圧力低下の警報が作動するとともに、主機が停止したものと考えられる。</p> <p>主機は、10年間以上、開放整備が行われておらず、接続棒ボルト、クランクピン軸受メタル等が経年劣化していた可能性があると考えられるが、クランク軸が折損した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、輪島港北東方沖において操業中、主機5番シリンダのクランクピン軸受メタル焼損、クランク軸折損等が生じたため、潤滑油圧力低下の警報が作動するとともに、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>	